

商工業・農業の経営者の皆様へ

小規模企業共済

の おすすめ

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。
積み立てた掛金は全額所得控除!

退職金 準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
●加入に際し年齢制限がありません
●農業者も加入できます
※詳しくは、下記のホームページまたは、お問い合わせ先にご確認ください。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
加入対象者
①個人事業主とその共同経営者又は会社等役員
②常時使用する従業員人数の条件(アルバイト等の有期雇用者を除く)小売業・卸売業・サービス業等 5人以下
飲食・建設業・製造業・運輸業等 20人以下
- 3 受取時にも税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

中小機構 小規模企業共済 検索 お問い合わせ・加入申し込みは、お近くの
TEL:050-5541-7171 商工会・商工会議所・税理士
(共済相談室) 青色申告会・金融機関の本支店へ

○小規模企業共済
事業主の廃業や退職後の生活を支える

○中小企業倒産防止共済
取引先が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐ
～未加入の方はぜひご検討下さい!～

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業主が倒産し、売掛債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「貸付限度額」として高所得者(世帯主)と「貸付限度額」の10倍に相当する額(最高8,000万円)のいずれか少ない額となります。返済方法は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(前払期間6か月を含む)で月均等返済です。
- 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「保証人・無保証人」が条件です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10%以内を超過する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 掛金は税法上**掛金(法人)または必要経費(個人事業主)**に
掛金総額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に決めます。

中小機構 経営セーフティ共済 検索
TEL:050-5541-7171(共済相談室)

Design LAB

商品デザイン・ラボ

「作る」から「売る」まで。
デザインの力で強化する無料相談会。

商品開発・販売戦略にお悩みはありませんか?

商品・サービスの企画、製造、パッケージング。
売り場やチラシ、ホームページ...

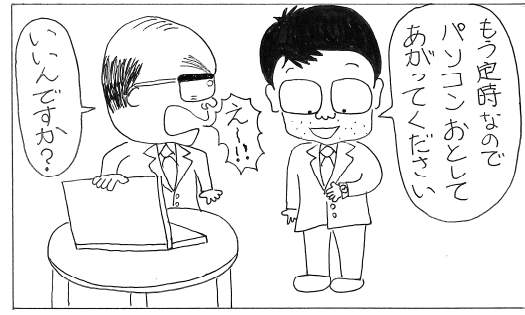
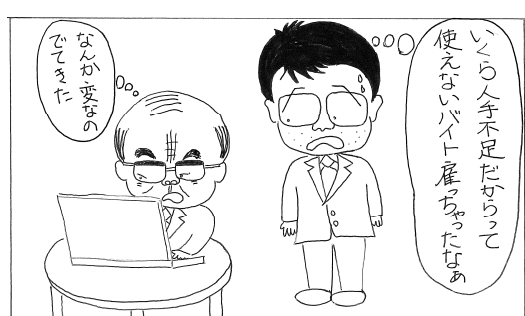
NICOでは、商品が作られてから売れるまで、あらゆる場面のお悩みを「デザイン」の専門家と解決に導く無料相談会を開催しています!

NICO 公益財団法人 **にいがた産業創造機構**

マーケティング支援グループ
生活関連マーケティングチーム 担当: 渡辺(明)/前田

TEL 025-250-6288/FAX 025-246-0030
E-mail design-c@nico.or.jp

【第3話】それいけ! 天下大平くん



NICO を活用してみませんか

まずは総合相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

NICO 総合相談窓口

☎ 025-384-0654
営業時間9:00~17:30(土日祝・年末年始除く)

✉ info@nico.or.jp
https://www.nico.or.jp/

専門家相談 起業・創業 新事業展開、新商品・新技術開発
助成金活用 販路開拓 海外展開
IT活用、DX取組

あらゆるシーンで NICO をご活用ください!